

令和 8 年広審第 6 号

裁 決
貨物船 A 乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A 船長

海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 a 2

職 名 A 一等航海士

海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官渡辺博史出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 8 年 1 月 8 日 1 9 時 0 5 分

広島県羽山島北岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船 A

総 ト ン 数 7 4 9 トン

全 長 9 6 . 8 1 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 2 , 0 5 9 キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室前面中央に操舵スタンド、右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、a 1及びa 2両受審人ほか3人が乗り組み、コンテナ51個を積載し、船首2.37メートル船尾3.85メートルの喫水をもって、令和8年1月8日17時00分広島港を発し、阪神港神戸区に向かった。

a 1受審人は、出港操船の後、船橋当直をa 2受審人、自身、二等航海士の順に輪番で入直する単独の4時間3直制とし、17時20分広島港南方沖合で、昇橋したa 2受審人に同当直を引き継いで降橋した。

ところで、a 1受審人は、航行経験豊富な航海士が入直するので、阪神港に向かう予定針路を指示していなかったものの、a 2受審人が普段、羽山島と広島県鹿島との間の可航幅約400メートルの狭い水路（以下「羽山島水路」という。）を航行していることを承知していた。

a 2受審人は、単独の船橋当直に就き、1号及び2号レーダーをそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方に立って操船に当たり、羽山島北西方約500メートル沖合で左転して羽山島水路に向かう予定で、18時56分安芸俎岩灯標（以下「俎岩灯標」という。）から298.5度（真方位、以下同じ。）2.6海里の地点で、針路を119度に定めて自動操舵とし、12.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）

で進行した。

a 1 受審人は、19時00分俎岩灯標から298度1.7海里の地点に達したとき、まもなく羽山島水路を航行する状況であったが、a 2 受審人は羽山島付近の航行経験が豊富なので、単独での操船を任せても無難に航行できるものと思い、昇橋して自ら操船指揮を執らなかった。

a 2 受審人は、19時03分俎岩灯標から298度1.1海里の地点に至り、すぐに戻るつもりで、操舵室左舷後方の海図台に移動して当直交替準備を始め、19時03分半少し過ぎ俎岩灯標から297度1,780メートルの地点に達したとき、左転予定地点となり、その後羽山島北岸に向首したまま接近する状況であったが、当直交替準備に気を奪われ、レーダーで同島北岸との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 2 受審人は、羽山島北岸に向首したまま接近する状況に気付かずに続航し、19時05分僅か前書類作成作業を終え、操舵スタンド後方に戻ったところ、船首至近に同島の島影を認めて左舵としたものの、効なく、19時05分俎岩灯標から297度1,280メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、羽山島北岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

a 1 受審人は、船体に衝撃を感じて直ちに昇橋し、羽山島北岸に乗り揚げたことを知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船首船底に破口等を生じ、手配したタグボートによって引き下ろされた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、安芸灘において、阪神港神戸区に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、羽山島北岸に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、羽山島水路を航行するに当たり、船長が昇橋して自ら操船指揮を執らなかったことと、一等航海士が船位の確認を十分に行わなかったこととによるものである。

a 2 受審人は、夜間、安芸灘において、羽山島北西方沖合で左転して羽山島水路に向かう予定で航行する場合、同島北岸に向首進行することのないよう、レーダーで羽山島北岸との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、当直交替準備に気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、羽山島北岸に向首したまま接近する状況に気付かずに進行して同岸に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

a 1 受審人は、夜間、安芸灘において、阪神港神戸区に向けて航行する場合、昇橋して自ら操船指揮を執るべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 2 受審人は羽山島付近の航行経験が豊富なので、単独での操船を任せても無難に航行できるものと思い、昇橋して自ら操船指揮を執らなかった職務上の過失により、a 2 受審人が同島北岸に向首したまま接近する状況に気付かずに進行して羽山島北岸に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 7 月 8 日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則